

第8章

エネルギー、環境、労働

<エネルギー>

(1) ルールの背景

国際通商の自由化を基本原理とする WTO では、銅、ニッケル、レアアース等の鉱物資源のみならず、天然ガス、原油、石炭等のエネルギー資源もその例外ではなく、それらの囲い込みを禁止し、自由な取引を確保することにより、エネルギー・鉱物資源の適切な配分を確保しようとしているものと理解される。しかし資源に恵まれない日本にとって、エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保することは重要な課題の1つである。WTO の規律に違反しない範囲でこれらの要請を満たすため、日本の EPA/FTA においてもエネルギー・鉱物資源の安定的供給の強化に取り組んでいる。

(2) EPA/FTA による日本の取組

日本がこれまでに締結した EPA/FTA の中では、特にエネルギー・鉱物資源分野において我が国と関係の深いブルネイ、インドネシア及び豪州との EPA において、エネルギー・鉱物資源について独立した章を設けており（いずれの EPA も発効済み）、エネルギー・鉱物資源分野での国家間連携を更に深化させるための試みを推進しているところである。

①インドネシア

インドネシアは、日本にとって上位の液化天然ガス (LNG) 輸入相手国であると同時に、有数の原油及び石炭の輸入相手国である。そのため、2008 年 7 月に発効した日インドネシア EPA では、第8章にエネルギー・鉱物資源章を設けている。同章は、日イン

ドネシア両国の持続的な経済成長のため、エネルギー・鉱物資源が戦略的に重要であることを踏まえ、当該分野における投資及び貿易の促進を通じて、エネルギー・鉱物資源の安定的供給強化に貢献することを目的としている。係る目的の下、具体的な規律としては、政策的透明性の向上、政策対話の強化、協力の推進等を行うこととしている。具体的には、以下の規律を定めている。

(a) 定義（第 97 条・附属書 11）

天然ガス、原油、石炭等のエネルギー資源に加え、銅、ニッケル等の鉱物資源について、同章の対象とすることを規定。

(b) 投資の促進及び円滑化（第 98 条・附属書 12）

投資の促進及び円滑化のため、協議、情報交換、投資促進活動の支援等の実施を規定。

(c) 輸入及び輸出の制限（第 99 条）

輸出入規制導入の際の早期通報等の義務を規定。

(d) 輸出許可手続及びその運用（第 100 条）

輸出許可手続の採用・維持に際し、その運用等に関する情報提供などの義務を規定。

(e) エネルギー・鉱物資源規制措置（第 101 条）

規制導入の際の既存契約の尊重、規制に関する早期通報等の義務を規定。

(f) 環境上の側面（第 102 条）

環境への悪影響の回避・極小化の重要性を確認し、環境への配慮義務を規定。

(g) 地域社会の開発 (第 103 条)

投資家による地域社会開発への貢献について、両国政府が歓迎する旨を規定。

(h) 協力 (第 104 条)

インドネシアにおける政策立案、キャパシティ・ビルディング、技術移転の 3 分野について協力をを行うことを規定。

(i) エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会 (第 105 条)

情報交換、レビュー等の場としての小委員会の設置を規定。同委員会においては、エネルギー安全保障、開かれた競争的市場などについての議論も実施する旨規定。

②ブルネイ

ブルネイは、有数の LNG 生産国であるとともに、日本にとっては上位の LNG 輸入相手国である。2008 年 7 月に発効した日ブルネイ EPA では、我が国の EPA/FTA として初めてエネルギーに関する章を設置した (日ブルネイ EPA 第 7 章)。その中では、規制措置に関する規律の導入、協力の実施、対話の枠組みの設置等により、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係を維持・強化することとしている。具体的には、以下の規律を定めている。

(a) 基本原則 (第 89 条)

エネルギー分野における安定的かつ互恵的な関係を強化することの重要性を両国が認識することを規定。

(b) 定義 (第 90 条)

天然ガス及び原油を同章の対象とすること等を規定。

(c) 輸入及び輸出の制限 (第 91 条)

輸出入規制措置適用時の既存契約への十分な考慮、規制導入時の書面通報、相手国から要請があった場合の当該規制に関する協議等の義務を規定。

(d) エネルギー規制措置 (第 92 条)

エネルギー規制措置適用時の既存契約への悪影響最小化の努力、規制導入時の書面通報、相手国から要請があった場合の当該規制に関する協議等の義務を規定。

(e) 環境上の側面 (第 93 条)

エネルギーに関連する活動によって生じる環境上有害な影響を、経済上効率的な方法で最小にするよう努める旨を規定。

(f) 協力 (第 94 条)

エネルギー分野における安定的かつ互恵的な関係を強化するため、政策立案・人材養成・技術開発等の分野での協力を促進することを規定。

(g) エネルギーに関する小委員会 (第 95 条)

情報交換やレビュー等の場として小委員会を設置。

③豪州

豪州は、日本にとって鉄鉱石、石炭、天然ガスの主要な輸入相手先国である。2015 年 1 月に発効した日豪 EPA では、第 8 章にエネルギー・鉱物資源章を設けている。両国にとってのエネルギー及び鉱物資源分野の重要性に鑑み、これらの資源の安定的な供給のために妥当な措置をとることを約束するとともに、WTO 協定 (GATT 第 11 条 2(a) 及び同第 20 条 (g)) に基づく輸出禁止・制限措置を導入しないよう努めることを約束する旨規定している。更に、輸出許可手続き及び新たな規制措置を講じる際の事前通報等措置の透明性を確保するとともに、相手国の要請ある場合に協議に応じることも規定している。

具体的には、以下の規律を定めている。

(a) 基本原則 (第 8・1 条)

エネルギー・鉱物資源分野における安定的かつ互恵的な関係を強化することの重要性を両国が認識することを規定。

(b) 定義 (第 8・2 条)

エネルギー・鉱物資源分野を同章の対象とすること等を規定。

(c) エネルギー及び鉱物資源の安定的な供給（第8・3条）

エネルギー・鉱物資源の供給に重大かつ継続的な中断又は懸念が生じる時は、相手国に協議を要請できること等を規定。

(d) 輸出制限（第8・4条）

エネルギー・鉱物資源に関する輸出禁止・制限措置を導入しないよう努めることを規定。また、規制導入時は必要な範囲に限定するとともに、規制導入時の書面通報、相手国から要請があった場合の当該規制に関する協議等の義務を規定。

(e) 輸出許可手続き及びその運用（第8・5条）

エネルギー・鉱物資源に関する輸出許可手続きの導入時における透明性等の手続きを規定。

(f) エネルギー・鉱物資源規制措置（第8・6条）

エネルギー・鉱物資源規制措置を導入する際の事前通報等、同分野における措置の透明性を確保するとともに、相手国から要請あった場合の当該規制に関する協議等の義務を規定。

(g) 協力（第8・7条）

エネルギー・鉱物資源分野における安定的かつ互恵的な関係を強化するため、両国間の協力を促進することを規定。

(h) エネルギー・鉱物資源に関する小委員会（第8・8条）

情報交換やレビュー等の場として小委員会を設置。

（3）国際的なエネルギーに関する取り決めへの参加の取組み**エネルギー憲章条約**

1998年に発効したエネルギー憲章条約（ECT：Energy Charter Treaty）は、ソ連の崩壊に伴い、旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革と企業活動の促進等を目指すため、作成されたものである。

我が国が1995年に署名した同条約は、我が国との関係では2002年に発効している。同条約は、エ

ネルギー分野における投資の自由化及び保護について規定するとともに、エネルギー原料・製品の貿易及び通過の自由についての規律を定めている。

第一に、貿易について、エネルギー原料・製品の貿易が、WTO非加盟国によるものであっても、基本的にGATTによって規律される旨を規定している（第29条）。これは、条約発効当時WTO非加盟国であったロシアや現在なおWTO非加盟国である旧ソ連・東欧等の諸国が、GATT/WTO体制にソフトランディングできるようにする、いわばWTO加盟への準備規定と言うことができよう。エネルギー原料・製品はAnnexEMで定義されており、ウラン鉱、石炭、石炭ガス、タール、石油、精製油、天然ガス、瀝青、アスファルト、電力、薪、木炭等が含まれる。

第二に、エネルギー原料・製品の通過の自由に関し、その出発地及び仕向地等による差別又は不合理な制限等を行ってはならない旨を規定している。通過については第7条第10項で定義しており、基本的には、3つ以上の地域（国）にまたがるパイプラインによる石油及び天然ガスの輸送や送電設備による電力の送電を想定している。

これらに加えて、同条約は競争の促進にむけた努力義務（第6条）や、加盟国間での技術移転の促進（第8条）、環境への悪影響を最小化するとともに、世論啓発や協力等を行う努力義務（第19条）等を規定するとともに、紛争処理手続（PartV）や署名国への暫定適用（第45条）等を定めている。

エネルギー憲章条約の締約国・機関の数は、2020年2月現在で東欧やEU諸国等50か国及び2国際機関である。なお、ロシアや豪州、ベラルーシ、ノルウェーは署名はしたものの未批准であり、オブザーバー参加にとどまる国及び国際機関等（米国、カナダ、中国、韓国、WTO、OECD、IEA、ASEANなど）も存在する（詳細は、<https://energycharter.org/>を参照）。エネルギー憲章条約はこの他に、エネルギー分野における投資についても規定しているが、これについては第Ⅲ部第5章投資を参照）。

また、エネルギー分野における国際的な法的枠組みとして、同条約の普及を目指す動きがEU主導で進められている。2015年5月、オランダ・ハーグにて国際エネルギー憲章閣僚会議が開催され、エネルギー分野における国際協力を促進し、エネルギー憲章に関するプロセスの近代化を支持する政治宣言である「国際エネルギー憲章（IEC；International

Energy Charter)」が署名された。その署名には、既存の条約締約国のみならず、中国、韓国、カンボジア、チリ等、まだエネルギー憲章条約を批准していない国が 20 か国以上も参加し、これまでの旧ソ連及び東欧諸国、EU 諸国中心のものから、地理的な広がりがみられた。2020 年 2 月現在、同憲章は日本を含む 91 の国及び国際機関等が署名している。

2016 年 11 月には、我が国が東アジアで初めて、国際エネルギー憲章会議を主催した。当該会議には、エネルギー憲章条約の締約国・署名国・オブザーバーに加え、アジア及びアフリカ諸国・機関を招待し、エネルギー憲章の認知度の向上、普遍化に貢献した。エネルギー憲章プロセスが気候変動対策や持続可

能な開発といったグローバルなエネルギーの主要課題にいかなる貢献ができるかなどについて活発な議論が行われ、成果文書として、「エネルギー憲章に関する東京宣言」が発出された。

また、2019 年 12 月には、ブリュッセルにおいて、エネルギー憲章会議第 30 回会合が開催された。会合においては、「再生可能エネルギー、エネルギー多様化及びエネルギー効率への投資の促進」というテーマの下、エネルギー転換やイノベーションの重要性などについて議論が行われた。同会合では、大きく変化する世界のエネルギー情勢に適切に対応するため、ECT の近代化に係る交渉を開始することが決まった。

＜環境＞

（１）ルールの背景

EPA/FTA において環境に関する規律を設ける例が増えている。環境問題に対する近年の各国の意識の高まりを反映したものと捉えられるが、その経済的背景として第一に考えられるのは、NAFTA がそうであると思われるように、相手方当事国において環境規制が守られなければ自国産業が競争上不利になり、結果的に環境規制の緩和合戦が起こるのではないかと（“race to the bottom”）との懸念に対応するというものである。投資協定等において、環境規制を緩和することによって投資を誘致（又は貿易を促進）することは適切でない旨を確認する規定が置かれることが多いが、これも同様の理由によるものと考えられる。第二の背景として、EPA/FTA 相手国内で各企業による環境規制の遵守状況に差があるような場合に、こうした差をなくすことによって、公平な競争環境を整備しようとする狙いがある場合も考えられる。多国籍企業の中には、事業活動を行っている進出先国の環境規制のレベルにかかわらず、世界中で同一の高いレベルの環境配慮を行っている例も多い。こうした場合には、進出先国の産業の発展度合いに応じて環境規制のレベルを高いものとするのが、より公平な競争環境の整備につながるであろう。また、環境規制自体はレベルの高いものが整備されている国であっても、そのエンフォースメント

が実効的に行われていない場合には、同様の状況が生じうる。現地資本企業が環境規制を十分に遵守していないにもかかわらず、外国資本企業はコンプライアンスや企業の社会的責任の観点から当該環境規制を遵守しているような場合には、環境規制の実効的なエンフォースメントを確保することが、公平な競争環境の整備につながるであろう。なお、上述のような背景の下、EPA/FTA 相手国に対して環境規制の整備・執行を要請するに当たっては、EPA/FTA 相手国から技術指導など「協力」の要請を受けることも考えられる。一般的に、環境問題に対応する技術や経験を有する国と、環境問題が深刻な国とが違っている場合、両国が協力して環境問題に取り組むことは、世界全体の利益につながる。地球環境への負荷を減らすとともに、これまでの公害防止・省エネルギーに関する経験や技術力を活かして地球規模での環境保全に積極的に貢献していくことは、我が国の重要課題であり、こうした協力を、アドホックな二国間協力にとどまらず、EPA/FTA 上の協力と位置づけることで、より積極的な取組を進めることが期待される。

（２）法的規律の概要

日本がこれまで締結した EPA/FTA では、環境について次のように取り組んでいる。共通する要素としては、

例えば、環境規制を緩和することで投資を促進してはいけないこと（投資章）、環境に関する協力（協力章）、相互認証との関連で自国が適切と考える環境規制をとることは妨げられないこと（相互承認章等）、などがある。なお、TPP で初めて独立した環境章が設けられた。

下記の他、現時点で未批准又は交渉中の協定においても、環境関連の規定が盛り込まれ、あるいは、議論されている。

①日シンガポール EPA

環境に関連する規定は、相互承認章（第6章）において、同章の一般的例外として、自国が適切と考える環境規制をとることは妨げられない旨を規定している（第54条）。実施取極第31条において、科学技術に関する協力分野として環境を明記している。

②日メキシコ EPA

投資章（第7章）では、PR（performance requirement）禁止の条文において、技術移転要求禁止のうち、一般的な環境規制を充たすような技術の使用を義務づけることは違反ではないとし（第65条1（f））、また、環境規制を緩和することで投資を促進してはいけないこと（第74条）、投資家対国家仲裁において環境について専門家の鑑定書を要請できること（第90条）を規定している。協力章（第14章）では、環境に関する協力を行う旨を規定している。協力には、情報交換、能力向上、環境物品・サービスの貿易促進などを含むことができるとしている（第147条）。また、協定の実施及び運用章（第16章）では、環境保全のための緊急の措置の場合に、パブリックコメントの手続を不要とする旨を規定している（第161条）。

③日マレーシア EPA

環境関連規定は2つのみである。1つは、投資章（第7章）において、環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨の規定であり（第90条）、もう1つは、協力章（第12章）において、協力分野として環境を明記している（第140条（g））。

④日フィリピン EPA

物品章（第2章）で、環境規格メカニズムの活用についての両国の協力を規定しているほか（第27条）、協力章（第14章）では、協力分野として（エネルギー

及び）環境を明記している（第144条（d））。また、相互承認章（第6章）では、同章の一般的例外として、自国が適切と考える環境規制をとることは妨げられない旨を規定しており（第66条）、投資章（第8章）では、環境規制を緩和することで投資を促進してはいけない旨を規定している（第102条）。また、外務大臣間で書簡を交換し、バーゼル条約に従って、両国の国内法で定められ、また禁止される有害廃棄物は、日本からフィリピンに輸出されないこと、及び日比経済連携協定における関連条文が、両国の既存の及び将来の法令や規則の下でのそのような措置の採用や実施を妨げないことを確認した。

⑤日チリ EPA

前文で、経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強しあう柱であること並びに戦略的な経済上の連携が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを確認している。また、投資章（第8章）で、環境規制を緩和することにより投資を促進しないこと（第87条）を規定している。更に、協定の署名に際し、環境について政治宣言を採択し、高いレベルの環境保護を追求する意図の確認、世論啓発を行うこと、クリーン開発メカニズム（CDM）での協力等を宣言している。

⑥日タイ EPA

相互承認章（第6章）で、同章の一般的例外として、自国が適切と考える環境規制は妨げられない旨を規定している（第68条）。また、投資章（第8章）では、環境規制を緩和することで投資を促進しない旨を規定している（第111条）。更に、協力章（第13章）では、協力の分野として環境を明記し（第153条（f））、署名の際の政治宣言には、科学技術・エネルギー・環境分野での協力の促進が明記されている。実施取極第10章では、環境協力の内容や、科学技術・エネルギー・環境分野の協力に関する小委員会を設置することなどを規定している。また、外務大臣間で書簡を交換し、バーゼル条約の権利義務を確認し、バーゼル条約に従って有害廃棄物の輸出入を厳格に規制すること、関税撤廃にかかわらず、バーゼル条約に従って有害廃棄物の輸出入に関する措置を適用することができること、また、環境保護のために協力する旨を再確認している。

⑦日ブルネイ EPA

前文で、経済発展、社会発展、環境保護が相互に依存しており、持続可能な開発を相互に補強する要素であり、経済連携が持続可能な発展の促進において重要な役割を果たすことを認めている。また、投資章（第 5 章）では、投資を促進するために環境規制を緩和しない旨を規定し（第 71 条）、エネルギー章（第 7 章）では、エネルギーに関する活動の環境への悪影響を最小限とする努力義務、エネルギー政策の実施・形成過程において環境を考慮する義務、知的財産権の十分かつ効率的な保護に合致しつつ環境保護に貢献する技術の移転・普及を考慮することを奨励し、エネルギー活動の環境への影響に関する世論啓発の義務を規定している（第 93 条）。更に、協力章（第 9 章）では、協力の分野として環境を明記している（第 102 条（h））。

⑧日インドネシア EPA

投資章（第 5 章）では、投資を促進するために環境規制を緩和しない旨を規定している（第 74 条）。また、エネルギー及び鉱物資源章（第 8 章）では、エネルギー及び鉱物資源に関するすべての活動における環境への悪影響を最小限とすること、エネルギー及び鉱物資源政策の実施・形成過程において環境を考慮する義務、知的財産権の十分かつ効果的な保護に適合しつつ環境保護に貢献する技術の移転・普及を考慮することを奨励し、エネルギー及び鉱物資源活動の環境への影響に関する世論啓発の義務を規定し（第 102 条）、協力章（第 13 章）では、協力の分野として環境を明記している（第 134 条（i））。更に、実施取極第 8 章では、環境分野における協力の範囲やその形態を規定している。

⑨日 ASEAN・EPA

物品章（第 2 章）では、この章のいかなる規定もバール条約又は関連する他の国際協定を締結している締約国がこれらの国際約束に従って自国の法令に基づく有害廃棄物又は有害物質に関する措置を採用・実施することを妨げるものと解してはならないことを規定している（第 16 条）。また、任意規格、強制規格及び適合性評価手続章（第 5 章）では、同章の一般的例外として、この章のいかなる規定も環境の保全のために必要な限度において、任意規格及び強制規格の立案・制定・適用する締約国の権利を制限するものではないことを規定し（第 44 条）、協力章（第 8 章）では、協力の分野として環境を明記している（第 53 条（k））。

⑩日ベトナム EPA

任意規格、強制規格及び適合性評価手続章（第 6 章）では、同章の一般的例外として、自国が適切と考える環境規制は妨げられない旨を規定している（第 51 条）。協力章（第 12 章）では、協力の分野として環境を明記しており（第 111 条（g））、実施取極第 10 章において、環境分野における協力の範囲やその形態を規定している。

⑪日スイス EPA

総則章（第 1 章）では、環境保護と開発の目標達成のための製品、技術を普及するために環境物品及び環境サービスの貿易を促進することとしている（第 9 条）。投資章（第 9 章）では、投資を促進するために健康、安全、環境規制を緩和することは不適當である旨を規定している（第 101 条）。

⑫日インド EPA

総則（第 1 章）で、我が方からの要望により、両締約国が環境保護に取り組む旨の独立の条文を設けた（第 8 条）。投資章（第 8 章）では、投資を促進するために環境規制を緩和することは不適當である旨を規定している（第 99 条）。また、協力章（第 13 章）では、協力の分野として環境を明記しており（第 129 条（a））、実施取極第 4 章第 18 条において、環境分野における協力の範囲及び形態を規定している。

⑬日ペルー EPA

前文で、環境の保護及び保全に適合した方法で協定を実施することを決意しているほか、政府調達章（第 10 章）において、各締約国は、環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる旨を規定している（第 149 条）。さらに、協力章（第 14 章）では、協力の分野として環境を明記しており（第 200 条（d））、実施取極第 3 章第 25 条において、環境分野における協力の範囲やその形態を規定している。また、協定の署名に際し、貿易と環境に関する共同声明を発表し、生物多様性条約及び気候変動枠組条約や、持続可能な森林経営の重要性を再確認し、貿易と環境の分野において協力すること等を確認している。

⑭日豪 EPA

投資章（第 14 章）において、同章の一般的例外として、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のため

に必要な措置」に関し、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものを含むと規定されている（第 14.15 条 (b)）。他、政府調達章（第 17 章）において、締約国は、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる旨を規定している（第 17.7 条）。

⑮日モンゴル EPA

投資章（第 10 章）において、それぞれ自国の環境に関する措置の緩和を通じて投資を奨励することを差し控える旨を規定している（第 10.17 条）。また、協力章（第 15 章）において、協力の分野として環境を明記し（第 15.1 条 (j)）、実施取極第 5 章第 5.10 条では、環境分野における協力の範囲やその形態を規定している。

⑯TPP

我が国がこれまでに締結した EPA において初めて環境章が独立の章として設けられた（第 20 章）。相互に補完的な貿易及び環境に関する政策の促進、高い水準の環境の保護及び効果的な環境法令の執行の促進のほか、貿易に関連する環境問題に対処するための締約国の能力を高めることを目的として（第 20.2 条）、環境に関する多数国間の協定（MEAs）の約束の確認及び更なる協力のためのルール（第 20.4 条）、漁業の保存及び持続可能な管理に関するルール（第 20.16 条）等について規定しているところが特徴となっている。また紛争解決手続として、3 段階の協議（第 20.20 条～第 20.22 条）が設けられ、問題が解決されない場合には TPP の紛争解決章が適用されることとなっている（第 20.23 条）。

なお、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の環境章も同じ内容である。

⑰日 EUEPA

貿易と持続可能な開発章（第 16 章）において、貿易又は投資に影響を及ぼす態様による環境（及び労働）関係法令からの逸脱の禁止（第 16.2 条）、環境（及び労働）に関する国際約束の重要性の確認（第 16.4 条）、環境技術の促進等における日 EU 間での協力促進について規定されている（第 16.12 条）。また、同章において市民社会との対話が明示的に規定されていることが注目される（第 16.16 条）。

また、本分野において両締約国間で見解の相違がある場合には、紛争解決手続（第 21 章）は適用されず、まずは政府間協議の実施し、同協議により解決が得られない場合には、貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会の開催できる旨規定している（第 16.17 条）。両締約国が満足すべき解決に至らなかった場合には、専門家パネルの招集を要請できる旨規定している（第 16.18 条）。なお、持続可能な開発章において市民社会も紛争解決手続に関与できる旨が規定されている。

⑱エネルギー憲章条約

FTA ではないが、エネルギー資源の移動と投資保護についての国際条約であるエネルギー憲章条約では、経済効率的な態様で環境への悪影響を最小限に抑える努力義務を規定するとともに、汚染者負担の原則（汚染者が汚染によるコストを負担すべきとの原則）を確認した上で、締約国（または、当事者）の義務として、エネルギー政策全般を通して環境に配慮すること、市場経済に根付いた価格形成と環境への便益負担の十分な反映を促進すること、国際環境基準の分野における協力、エネルギー効率の改善や再生可能エネルギー資源等に特に留意すること、環境意識の啓発、早期段階での透明な環境アセスの促進等を詳細に列記している（第 19 条第 1 項）。また、当該条文の解釈・適用に関する紛争について、他に適切な国際的な対話の場がない場合に限り、締約国の要請に基づき、憲章会議で解決に向けた検討をすることができるとしている（第 19 条第 2 項）。

（3）各国の EPA/FTA における環境の取組

他国が結んでいる EPA/FTA の中には、環境保護のためにより積極的な取組をしているものがある。

①米国の取組

米国が結んだ多くの貿易協定に独立した環境章が立てられている。例えば、NAFTA の環境協定（North American Agreement on Environmental Cooperation between the government of Canada, the government of the United Mexican States and the government of the United States of America (NAAEC)）は、定期的に環境報告を公表する義務（第 2 条）や、国内法制によって高い環境保護水準を確保し、その向上に向

けて継続的に努力すること（第 3 条）、法律等の公開（第 4 条）、環境法制の有効な履行確保（第 5 条）等が規定されている。また、理事会、事務局、合同小委員会で構成される環境協力委員会（commission）を設置しており（第 8 条）、事務局は、理事会の指示に従って環境協力委員会の年次報告書を作成する他（第 12 条）、自主発案の報告書を作成することができるとしている（第 13 条）。また、非政府組織や個人からの、環境法制の有効な履行確保を怠っているとの指摘を受け、事実報告書を作成することになっている。当該報告書は理事会の決定に従って公表される（第 15 条）。各締約国は、他の締約国が環境法制の有効な履行確保の義務を怠っている場合、協議を求めることができる（第 22 条）。協議では解決しなかった場合、環境法制の履行確保の欠如が、締約国間で取引される物やサービスを提供する工場や企業を巻き込む状況に関係する場合に限り、パネルが設置される（第 24 条）。米国・メキシコ・カナダ協定（United States-Mexico-Canada Agreement（USMCA））では、NAAEC を協定本体へ編入し、環境章が設けられた。TPP 環境章と共通する内容が多いが、環境影響評価のための適切な手順の確保（第 7 条）、大気環境のデータや情報の公表（第 11 条）、海洋ごみを防止・削減するための措置をとること（第 12 条）、持続可能な森林管理を促進するための情報交換や協力（第 23 条）等の規定も盛り込まれている。

また、米シンガポール、米チリ、米豪州、米バーレーン、米モロッコ、米韓など近年の FTA にも、環境問題に関する協力を促進し、国内の環境法令の執行を監視するための組織的枠組みが設けられている。

②EU の取組

EU が結ぶ地域貿易協定では、EU 運営条約 11 条に定められる環境統合原則及び EU 条約第 21 条 2 項に規定

される対外関係における目的規定に基づき、持続可能な発展の促進及び確保のために、環境協力の原則と範囲が分野横断的なテーマとして定められている。例えば、EU チリ協定では、環境協力の目的は、環境の保護及び改善、天然資源と生態系の汚染及び悪化の防止、持続的開発のための生態系の有効活用であり、これに関連して、貧困と環境の関係、経済活動の環境への影響、環境問題と土地利用管理、チリの環境体制や政策を強化するための試み、環境の標準・モデル・訓練・教育などの分野における情報・技術・経験の交換、国民をより関与させるための環境教育や環境訓練、技術支援や合同地域調査プログラムが特に重要であるとしている（第 28 条）。

EU 韓国協定、EU カナダ包括的経済貿易協定（CETA）、日 EU・EPA、及び EU シンガポール協定、また、署名済みの EU ベトナム協定では高い環境保護水準の追求、多国間環境条約の遵守、環境物品・サービスに対する貿易投資促進、環境法の執行、環境規制緩和の禁止、環境分野での協力などについて規定している。

特に、近年 EU が締結した協定及び交渉中の協定においては、環境及び持続可能な開発に関する独立章を設けている。これらの章に規定されている条項に関して協定国間に意見の相違や違反が申し立てられた際は、同章内に規定される協議メカニズムや専門家パネルへの問題の付託等、独自の紛争解決規律によって、解決がなされることとなっている。

③その他の国の取組

カナダは、NAFTA のモデルに従ってチリやコスタリカと協定を結んでいる。また、メルコスールでは、国際環境条約の履行に係る協力をを行うことを規定している（第 5 条）。

労働

（１）ルールの背景

労働に関しても、EPA/FTA において関連の規定を設ける例が増えている。環境問題と同様の経済的背景が労働問題に対する各国の意識の高まりにもつながっているものと考えられる。すなわち、第一に、相手方当

事国において労働規制を遵守している自国産業が競争上不利になり、結果的に労働規制の緩和合戦が起こるのではないかと（“race to the bottom”「底辺への競争」）との懸念に対応するため、労働規制を緩和することによって投資を誘致（又は貿易を促進）することは適切でない旨を確認する規定が置かれることが多い。

また第二に、EPA/FTA 相手国内で各企業による規制の遵守状況に差があるような場合について、環境問題と同様、労働問題についても、こうした差をなくすことによって、公平な競争環境を整備しようとする狙いを背景とする規定が置かれる場合がある。特に、現地資本企業が労働規制を十分に遵守していないにもかかわらず、外国資本企業はコンプライアンスや企業の社会的責任の観点から当該労働規制を遵守しているような場合には、労働規制の実効的なエンフォースメントを確保することが、公平な競争環境の整備につながるであろう。

このように、類似する経済的背景を有する環境と労働の問題については、米国やEUなどのFTAでは「持続可能な開発」(Sustainable Development)として同じ章の中で一体として扱われ、特に紛争処理等について、後述(③)各国のFTAにおける労働の取組参照)のように他の分野とは異なる独自の手続きを設けることがある。

(2) 法的規律の概要

上記のような問題関心から、労働規制の緩和による投資誘致が適切でない旨を確認する規定や、労働者保護の促進を求める規定がEPA/FTAに置かれるようになっている。特に次節(3)で紹介するように、米国やEUが結ぶEPA/FTAには、労働者権利の保護や強化を求める条文が規定されている。

以下では、日本が結んだ各EPAについて労働関連の規定を紹介する。日本の場合、投資章、サービス章、政府調達章に労働関連の規定がみられることが多い。これまで締結したEPAでは、例えば、労働規制の緩和による投資誘致が適切でない旨を確認する規定が、日フィリピンEPA、日スイスEPA及び日モンゴルEPAに置かれている。そのほかの労働関連規定は、EPAの規律が各国の刑務所労働などの労働関連措置の適用を妨げないこと、サービス章での規定は雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されないこと、サービス分野における雇用総数を制限しないこと等を求める定め等がある。そして、TPP協定においては、我が国のEPAで初めて独立した労働章が設けられた。

①日シンガポールEPA

物品貿易章において、恣意的な差別や隠された貿易

制限となるようなものを除き、同章の規定が刑務所労働の産品に関する措置の適用を妨げるものではない旨を規定するとともに(第19条第1項(e))、投資章でも同様に投資章の規定が刑務所労働に関する措置の適用を妨げない旨を規定している(第83条第1項(d))。

②日メキシコEPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している(第97条第2項(h))。商用目的での入国及び一時的滞在を定めた章の規定において、この章の規定が、両国の労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映する旨規定し(第113条第1項)、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している(第114条第2項)。政府調達章の規定において、政府調達章の規定が、刑務所労働の産品・サービスに係る措置の適用を妨げない旨を規定している(第126条第2項(d))。また、協力を進めるべき分野として、技術・職業の教育訓練についてのベストプラクティスに関する情報交換を挙げ、労働政策を含むとしている(第143条(a))。

③日マレーシアEPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している(第94条第2項(d))。

④日フィリピンEPA

投資章において、投資と労働に関する規定を設けている。労働規制を緩和することにより投資を促進することは適切でないとし、結社の権利、団結権及び団体交渉権、児童及び若年層の労働に関する保護、最低賃金・労働時間並びに職業上の安全及び健康に関して受入可能な労働条件といった、国際的に認められた労働者の権利を弱めるような措置をとらないよう努力する義務を規定している。また、仮にそのような投資促進措置がとられていると考えられる場合には、協議を要請することができることとしている(第103条)。

⑤日チリEPA

サービス章、金融サービス章において、これらの章

の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第 106 条第 2 項 (f)、第 117 条第 4 項 (d)）。また、商用目的での入国及び一時的滞在を定めた章の規定において、この章の規定が、両国の労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映する旨規定し（第 129 条第 1 項）、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第 130 条第 2 項）。政府調達章においては、刑務所労働の産品・サービスに係る措置の適用を妨げない旨を規定している（第 151 条 (d)）。

⑥日タイ EPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定し（第 72 条第 2 項 (e)）、サービス貿易の市場アクセスに係る約束を行った分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制限してはならない旨規定している（第 74 条第 2 項 (d)）。また、人の移動章において、人の移動章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第 115 条第 2 項）。

⑦日ブルネイ EPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定し（第 73 条第 2 項 (d)）、サービス貿易の市場アクセスに係る約束を行った分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制限してはならない旨規定している（第 75 条第 2 項 (d)）。

⑧日インドネシア EPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定し（第 76 条第 2 項 (e)）、サービス貿易の市場アクセスに係る約束を行った分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制限してはならない旨規定している（第 78 条第 2 項 (d)）。また、人の移動章において、人の移動章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適

用されない旨を規定している（第 92 条第 2 項）。

⑨日ベトナム EPA

サービス章においては、GATS における原則を踏襲する形で、雇用市場へ参入しようとする自然人すなわち労働力の提供そのものは「サービス」とは捉えず、よってそのような自然人に影響を及ぼす措置や永続的な国籍・居住・雇用に関する措置にはサービス章の規定が適用されないと規定している（第 57 条第 2 項 (d)）。また、サービス貿易の市場アクセス義務に関する約束を行った分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制限してはならない旨規定している（第 59 条第 2 項 (d)）。また人の移動章においても、雇用市場へ参入しようとする自然人に影響を及ぼす措置や永続的な国籍・居住・雇用に関する措置には人の移動章の規定が適用されないと規定している（第 74 条第 2 項）。

⑩日スイス EPA

投資章において、国内の労働基準を緩和することにより投資を促進することは適切でないとしている。サービス章においては、GATS の原則を踏襲する形で、雇用市場へ参入しようとする自然人すなわち労働力の提供そのものは「サービス」とは捉えず、よってそのような自然人に影響を及ぼす措置や永続的な国籍・居住・雇用に関する措置にはサービス章の規定が適用されないと規定している（第 50 条第 2 項）。また、サービス貿易の市場アクセス義務に関し留保をしていない分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制限してはならない旨規定している（第 46 条第 2 項 (d)）。また人の移動章においても、雇用市場へ参入しようとする自然人に影響を及ぼす措置や永続的な国籍・市民権・居住・雇用に関する措置には人の移動章の規定が適用されないと規定し（第 62 条第 2 項）、かつ人の移動章は各締約国における国内労働力と永続的な雇用を保護する必要性を反映したものであるとの原則が提示されている（第 63 条第 1 項）。

⑪日インド EPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定し（第 57 条第 2 項 (c)）、人の移動章においても、雇用市場へ参入しようとする自然人に影響を及ぼす措置や永続的

な国籍・居住・雇用に関する措置には人の移動章の規定が適用されないと規定している（第74条第2項）。

⑫日ペルーEPA

サービス章において、サービス章の規定が、一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の国民又は一方の締約国において永続的に雇用される他方の締約国の国民に関し、一方の締約国に対し、いかなる義務をも課するものではなく、また、雇用市場への進出又は雇用に関し、当該国民に対し、いかなる権利をも与えるものではない旨規定している（第104条第4項）。また、同じくサービス章の第106条(d)では、特定のサービス分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限となる措置を維持・採用してはならない旨、規定している。

また、商用目的での入国及び一時的滞在を定めた章の規定において、この章の規定が、両国の労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映する旨規定し（第133条第1項）、永続的な雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第134条第2項）。政府調達章においては、刑務所労働による産品・サービスに関する措置の適用を妨げない旨を規定している（第161条第2項）。

⑬日豪EPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第9.1条第2項(d)）。また、同じくサービス章の第9.3条第1項(d)では、特定のサービス分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限となる措置を維持・採用してはならない旨、規定している。

また、人の移動章においても、雇用市場へ参入しようとする自然人に影響を及ぼす措置や永続的な国籍・居住・雇用に関する措置には人の移動章の規定が適用されないと規定している（第12.1条第2項）。政府調達章においては、刑務所労働による産品・サービスに関する措置の適用を妨げない旨を規定している（第17.20条2項(d)）。

⑭日モンゴルEPA

投資章において、国内の労働基準を緩和することにより投資を促進することは適切でないとしている（第10.17条）。また、サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第7.1条第2項(f)）とともに、第7.5条第2項(d)では、特定のサービス分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限となる措置を維持・採用してはならない旨、規定している。

加えて、人の移動章においても、人の移動章の規定が各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものであること（第8.2条第1項）、雇用市場へ参入しようとする自然人に影響を及ぼす措置や永続的な国籍・居住・雇用に関する措置には人の移動章の規定が適用されないと規定している（第8.2条第2項）。

⑮TPP

我が国のEPAでは初となる独立の労働章が設けられた。具体的には、国際的に認められた労働者の権利に直接関係する締約国の法律等を執行すること、国際労働機関の1998年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言並びにその実施についての措置（ILO宣言）に述べられている権利（強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃等）を自国の法律等において採用し、及び維持すること（第19.3条）、第19.3条1に規定する労働者の権利と両立しない場合等には締約国の貿易又は投資に影響を及ぼす態様で自国の法律等について免除その他の逸脱措置をとる等してはならないこと（第19.4条）、労働法令についての啓発の促進（第19.8条）及び公衆の関与のための枠組み（第19.9条）、協力に関する原則（第19.10条）等について規定している。

（3）各国のFTAにおける労働の取組

①米国の取組

（a）NAFTA

NAFTA 本文においては労働政策等に関する規定はないが、前文において、本協定が新規の雇用機会を創出し、労働条件と生活水準を向上するとともに、労働基

本権を保護・強化・実施することを目指すものである旨を明記している。

NAFTA の並行労働協定 (North American Agreement on Labor Cooperation)

1993 年 8 月、北米自由貿易協定 (NAFTA) を労働者保護の面で補完する補完協定の締結がアメリカ、カナダ、メキシコの 3 か国間で合意され、同協定は 1994 年 1 月 NAFTA とともに発効した。補完協定の締結は、アメリカ労働総同盟・産別労組会議 (AFL-CIO) 等が、NAFTA により賃金等労働条件の低いメキシコへの工場移転が進み、厳しい状況にある国内の雇用情勢が更に悪化するとして NAFTA に反対していることに対応したものである。補完協定のうち労働問題に関する規定の概要(原則的事項) は以下のとおりである。

(i) 労働原則の実現

米、カナダ、メキシコの 3 国は、各国の国内法に従って、1) 結社の自由、2) 団体交渉の権利、3) スト権、4) 強制労働の禁止、5) 年少者労働の禁止、6) 雇用最低基準、7) 労働差別の撤廃、8) 男女給与均等化、9) 労働災害の防止、10) 労働災害に対する補償、11) 移民労働者の保護等の労働原則の実現を促進する。

(ii) 協定による一般的義務の確立

その上で、協定は、1) 労働条件・生活水準の向上、2) 労働法の実効的適用の促進、3) 協定の原則を促進するための協力・協調、4) 各国労働法、機構、法体系の相互理解を促進するための出版・情報交換等の一般的義務を確立する。

(iii) 「労働に係る協力のための委員会」の設置

また、協定により、閣僚会議、国際調整事務局及び国内運営事務所からなる「労働に係る協力のための委員会」が設立される。閣僚会議は、協定実施の監督、事務局の監視等を行う。国際調整事務局は、常設機関として、閣僚会議への技術的援助等を行うほか、定期的に報告書を作成して閣僚会議に提出する。国内運営事務所は、各国に設けられ、情報提供や窓口としての業務を行う。

(iv) 紛争処理の手続

1) 安全・衛生、幼児労働、最低賃金等の問題に関して紛争が生じた場合、まず、国内運営事務所を通じた情報交換等が行われる。その後、閣僚会議が加盟国

(最低 1 国) の要請により開催され、問題解決のための専門評価委員会が召集される。専門評価委員会は、当該問題に関する調査を実施し、報告書を作成して閣僚会議に提出する。当該問題が構造的なもので、閣僚会議が解決できない場合は、加盟国 (最低 2 国) の要請により、専門家による仲裁パネルが設置される。

- 2) 仲裁パネルの審査の結果、被提訴国の労働行政が不十分であると委員会が判断したときは、被提訴国は、60 日以内に問題を解決するための行動計画を策定し合意しなければならない。期限内に合意できない場合は、更に 60 日以内にパネルが同行動計画を評価、又は対案を提示することができる。
- 3) 行動計画の実施状況を審査するため、仲裁パネルは随時会合を開催することができ、行動計画を遵守しない被提訴国に対しては、金銭的貢献を課することができる。被提訴国が金銭的貢献を行わず、引き続き労働行政の実施を怠っているとパネルが判断したときは、パネルは、アメリカ及びメキシコについては、支払うべき金額の範囲内(最高 2,000 万ドル)で NAFTA の恩恵を停止し、一方、カナダについては、支払いと行動計画の実施を行うようカナダ連邦裁判所に提訴することができる。

(b) その他の米国の FTA

米ヨルダン FTA は、第 6 条で労働について規定している。本条は、両国の ILO 加盟国としての義務を再確認するとともに、団結権、団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働者の最低賃金、最低賃金や労働時間等の労働環境等の、国際的に認められた労働者の権利が、国内法で保護されるよう確保する努力義務を定めている(第 1 項)。また、貿易を促進する目的で国内労働規制を緩和することが適切でないことを認め、相手国との貿易を促進するために労働法から逸脱することがないことよう確保する努力義務に加え(第 2 項)、各国の労働基準が国際的に認められた労働者の権利に合致するよう確保する努力義務を定めている(第 3 項)。更に、労働法を効果的に執行する義務を定めるとともに(第 4 項 (a))、資源配分の制約に由来する各国の裁量の余地を認め(第 4 項 (b))、また、両国による合同委員会で協力の機会を検討すべき旨を規定している(第 5 項)。

その他の米国の FTA でも、労働について同様の条文を設けている(米シンガポール、米パナマ、米バーレ

ーン、米豪、米チリ、CAFTA - DR 等)。近年締結した米韓 FTA (2012 年 3 月発効) では、第 19 章で労働についての規定が設けられており、両国の ILO 加盟国としての義務の再確認及び遵守 (第 19.1 条、第 19.2 条第 1 項)、両国間の貿易・投資に影響を与えるため労働規制を緩和しないこと (第 19.2 条第 2 項)、労働にかかる協力メカニズム (留保表 19-A) 等が定められている。

②EU の取組

EU の FTA では、協力の枠組みによって労働問題に対処していると言える。例えば、EU チリ協定 (2003 年発効) では、経済発展と連携した社会的発展の重要性を認め、雇用の創出と基本的社会権の尊重に優先順位を与えることとし、特に団結の自由、団体交渉権、差別の撤廃、強制労働・児童労働の撤廃、男女平等等を担保する ILO の関連規約を促進するとしている (第 44 条第 1 項)。優先すべき措置として貧困の削減や差別との戦いを促進すること、経済的社会的発展過程における女性の地位を向上させること、労使関係、労働条件、社会保障及び職務保証を発展・近代化させること、職能訓練・人材育成を促進すること、中小・零細企業における雇用創出機会を生み出すためのプロジェクトを促進すること等を列記している (同第 4 項)。また、EU エジプト協定 (2004 年発効) でも、相手国から適法に入国している労働者への公正な待遇が重要であると再確認し、相手国の求めに応じて、これら労働者の労働条件等に関し対話を設けることができる旨を規定している (第 62 条)。また、社会問題について定期的対話を行うよう義務づけるとともに、労働者の移動、同一待遇、及び相手国から適法に入国している労働者の社会的統合について進展を見るための方策を探す機会とすべきことが規定されている (第 63 条)。

その後、2009 年 12 月 1 日に発効したリスボン条約により、EU 条約 21 条に對外行動における諸原則の一つとして人権と基本的自由の普遍性・不可分性が明示的に規定された。

近年締結した韓国との FTA (2011 年 7 月発効) では、「持続可能な開発章 (第 13 章)」として環境と労働を扱った章が設けられており、両国の ILO 加盟国としての義務の再確認 (第 13.4 条第 3 項)、国内諮問機関の設置 (第 13.12 条第 4 項、第 5 項)、市民社会対話メカニズムの設置 (第 13.13 条)、独立した紛争解決のメカニズム (第 13.14 条、第 13.15 条、第 13.16 条) 等が規定されている。また、2016 年 10 月に署名され

たカナダとの FTA (CETA) においても、貿易と労働に関する章が設けられ、ILO 加盟国としての義務の確認や ILO 基本条約の批准・履行 (第 23.3 条)、また、韓国との FTA 同様、独自の紛争解決メカニズム等 (第 23.9 ~11) が規定されている。2019 年 2 月 1 日に発効した日 EUEPA についても、同様の諸規定が含まれている (持続可能な開発章 (第 16 章))。

